

平成 22 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 22 年 10 月 5 日

行田委員

よろしくお願いします。

まず最初に、今年の猛暑対策について、幾つか質問をしていきたいと思imasu。

昨日の報道にもありましたが、ウェザーニュースという気象情報会社がございます、この会社が 3 万 8,000 人余りの方からアンケート調査をしたところ、今年の夏の記録的な猛暑では、3 人に 1 人が熱中症の予備軍だったという結果が出たということでした。どういうことかと言いますと、体温の上昇などを伴う熱中症になった、なりそうだった、分からない、ならなかったの、四つから選んでもらったところ、35%がなりそうだった、8%がなったということで、半数近くが猛暑による不調を訴えたという結果が、昨日、報道されていたんですね。我が党県議団としまして、先日、松沢知事、また教育長に、来年度を視野に入れたものということで、猛暑対策についての申出を緊急要請させていただいたところでございます。

今年の夏は記録的な暑さが続きまして、9 月に入っても猛暑が収まらないで、子供たちが学校での活動中に熱中症で救急搬送されるといった事案が、連日報道されました。これについては、小中学校については、設置者である市町村の責任で整備するという事は理解をしているわけですが、県として放置できない問題だと思っております。横浜市内の公立小中学校では、教室内は 37 度、38 度を越えるといった状況が紹介されていたわけですが、子供たちの健康や学習への影響を懸念しておりまして、小中学校において、来年度を視野に入れた冷暖房機の設置を進めていくのだと考えております。

そこで、県内の高校については大変な状況ではあるんですが、まずは、耐震化をしっかりしていかなければいけないというのもございますので、まだ成長期にある、弱い、小さい子供のいる小中学校の状況について、まず聞いていきたいと思imasu。

まず最初に、県内の公立小中学校において熱中症により救急搬送された児童・生徒について確認していきたいと思imasu。

保健体育課長

救急搬送された児童・生徒の人数のお尋ねでございますが、県内で、今年度 7 月 20 日から 9 月 15 日の間で学校管理下において熱中症により救急搬送された児童・生徒の人数は、各市町村教育委員会に聞き取り調査をした結果、36 名でございました。内訳は、小学校が 11 名、中学校が 22 名、高等学校が 3 名でございました。

行田委員

これは救急搬送されたということで、本当にごく一部の、本当に重篤な場合だと思っております。実際、始業式の際、ある学校においては保健室に行った子供が 30 人ぐらいたったという話もありますけれども、今、救急搬送ということでお聞きしたんですが、実態は、学校の先生も大変だったのではないかなと思imasu。

それに対して、県教育委員会としての指導はどのようなことをなされてきたのか確認させていただきたいと思います。

保健体育課長

県教育委員会の指導についてのお尋ねでございますが、毎年、6月の初めと下旬の夏のシーズンに入る前に2回、県教育委員会から全公立学校に対して熱中症の防止について文書を送り、指導いたしました。なお、今年は記録的な猛暑でございましたので、夏期休業中や夏休み明けの事故を防止するため、熱中症に御注意くださいという緊急情報を8月中旬と下旬の2回、全公立学校に発送し、指導の徹底を図りました。

指導の内容についてでございますが、大きく4点ございまして、まず1点は、気温が高いときの運動の軽減や積極的な休息、特に気温35度以上の場合は原則運動中止とすること、2点目は、暑いときには小まめに水分補給をさせるとともに、必ず塩分を摂取させること、3点目は、屋外での帽子の着用と体から熱を逃すこと、4点目は、体調不良時は無理な運動をさせないことなどでございます。

また、万が一熱中症になった場合は、応急手当及び迅速な対応がとれるよう、校内の緊急連絡体制の周知を図るようなことを指導しております。

行田委員

冷房機器については、何とかしてほしいという声は相当上がってきていると思います。特に夏休みが明けた後は非常に大変な状況だったと思います。私には子供が4人おりまして、そのうちの2人は公立の小中学校に行っているものですから、どういう状況だったかというのは、分かっているつもりでございます。

福祉や教育は全国一律のサービスといたしますか、差があってはならないと思っています。もちろん地方分権も大事ですし、やっていかなければいけないんですけれども、一方で、あそこの行政のサービスはよくて、うちは駄目だという差があってはならないと思っています。

それでお聞きしますが、県内の公立小中学校における冷房機器の整備状況をお伺いしたいと思います。

教育財務課長

私どもで市町村教育委員会に普通科教室の冷房の設置状況について聞き取った結果をお答えさせていただきます。

まず、厚木飛行場周辺の、航空機の騒音が激しい地域に小中学校がございまず大和市、綾瀬市、海老名市では、小中学校全校に冷房機が設置されてございます。

その他整備の進んでいる市町村でございますが、川崎市では小学校113校のうち109校、中学校は50校全校に設置されてございます。また、横須賀市では小学校47校のうち24校、中学校では24校全校に設置されてございます。あと、逗子市では小学校5校、中学校3校全校に設置してございますが、他の多くの市町村につきましては、道路の騒音など個別の事情で設置している学校を除きまして、ほとんど整備はされていない状況になっております。

行田委員

かなり差があるということが今の数字で分かるんですが、もちろん県財政が厳しいということはよく分かっているわけですが、整備に必要な経費は一体どれぐらいかかったのか、具体的にお聞きしたいんですけども。

教育財務課長

冷房機の設置経費につきましては、学校の規模などにより異なってまいりますので、これまでの実績を踏まえまして、平均的なクラス規模の学校の普通教室に冷房機を設置する場合の経費を試算でお答えさせていただきます。

小学校で申しますと、19クラス規模で1校4,400万円程度、中学校では16クラス規模で1校3,700万円程度になってございます。

行田委員

今の財政状況を見ると、県でやる、各市町村でやっていくとなると大変な話になってくると思います。この問題は、国家的な問題として、県というよりは、むしろ国でやらなければいけないと思うが、本来であればきちんと税源が移譲されて皆さんのところで、また、こういう議会で決めていくのが本来の姿だと思うんですが、まだそういう状況にありませんので、しっかり要請をしていかなければならないと思っています。

今の時点で、緊急な場合はいろいろな基金をつくったりすることがあると思いますが、国の支援はどういう状況ですか。

教育財務課長

現在、国では、公立小中学校などの設備整備を推進するため、安全・安心な学校づくり交付金というものを設置してございます。この交付金では、空調機設置工事については、各学校単位で400万円以上の工事費を対象としており、設置工事費の3分の1が補助される制度となっております。

また、防衛省関係では、厚木飛行場周辺の、特に航空機の騒音が激しい国の定める地域に、大和市や綾瀬市、海老名市などの一部地域が対象となっていて、こうした地域内における学校の防音工事に伴う空調機工事費は全額補助対象となっております。

行田委員

基地周辺は大変ということで、全額国が出し、それ以外のところは国が3分の1を出すということをしていてもほとんど設置できていない、それぐらい財政状況が許さない状況にあるという御説明だと思います。

大変な夏だったということは皆が分かっているから声を上げているし、これからも上げていかなければならない。声を上げていっているので、国の施策がまた出てくる可能性がある。そうした場合、今後、柔軟な対応が必要になってくると思っています。

例えば2年ほど前、国の方で学校支援ということで、年末に基金を積み増すという施策が出てきたことがあった。これは採用しようと思っても、自治体ではほとんど予算が固まっていますので、ある程度組み直すというのは非常に難しい。実際、議会に提案されているわけではないので、取り入れられればいいんですけども、なかなか柔軟な対応が難しいというのが一つあると思っています。

この辺、例えば我々もどんどん動いていって、国の方から3分の1ではなく、もっと出してよ、市町村をサポートしてくださいということで動いていきます。こういう予算措置がなされる場合に、例えば年末であるとか、来年早々であるとか、緊急で出た場合に柔軟な対応ということをよく検討いただきたいんですけども、その辺はどうですか。

教育財務課長

委員お話しの、今後、そういう動きが出てまいりましたら、生徒の健康管理は、大変重要でございますので、私どもとしては早急に対応してまいりたいと考えてございます。

行田委員

是非お願いしたいと思います。なかなか筋書きどおりにいかないことというのはあるかと思えます。今、こういう大きな環境の変化に対しても即応するという意味でも今の話は重要だと思えますから、是非お願いしたいと思います。

今後、この問題は、国がどう動くかというのがありますけれども、県教育委員会の対応についてもお伺いしていきたいと思うんですが。

教育財務課長

県教育委員会としましても、子供の健康管理は大変重要だと考えておりますので、公立の小中学校などの設備整備事業について十分な財政措置を講じてもらえるよう、トイレの改修や空調機の設置工事などについて、これまでも国に要望してきたところでございますが、先日、文部科学省が空調機の設置工事や耐震化工事など、学校の施設整備に支給してございました安全・安心な学校づくり交付金を廃止しまして、現在のニーズにより合った交付金を新設するといった情報を入手しましたので、早速、私ども文科省に参りまして、冷房機の設置に強い要望が寄せられている状況を説明いたしまして、冷房機の設置に関する補助の充実をお願いしてきたところでございます。

今後、国の動向をしっかりと注視いたしまして、市町村への支援の充実を要望してまいりますとともに、各市町村には、子供たちの健康管理につきまして引き続き指導の徹底を図ってまいります。

行田委員

是非よろしく申し上げます。今の答弁、本当に心強く思います。予算措置について柔軟に対応していただきたい。これは要望でございますけれども、とにかく国がどう変わっていくか分からないので、できるだけベストな状態で持っていけるように県教育委員会としても動いていってほしい、予算対応していってほしい。来年に向けて、できることはすべてやるという徹底した行動を要望させていただきます。

次に、特別支援学校の老朽化対策についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの質問もそうですが、環境が厳しくなると、やはり一番弱いところに一番苦しみが来ると思っております。特別支援学校にも行かせていただいておりますが、この夏も非常に厳しい状況の中でお子さんたちが過ごしていたところも目の当たりにしているところでございます。また、教育委員会の皆さんにも一緒に視察に行っていただいたり、本当に現場主義で頑張っているということも理解しているつもりでございます。

学校に調査に行きますと、至るところで老朽化の進行が目につきます。こうした中で、県教育委員会として様々な対応をされていることは理解しております。現在、県の財政が厳しい状況にあることは認識していますが、特別支援学校の老朽化対策も重要な課題です。その対応状況についていろいろ質問をさせていただきたいと思います。

まず、特別支援学校の老朽化の状況をどのように理解されているのか、ここからお伺いしていききたいと思います。

まなびや計画推進課長

特別支援学校の老朽化のお尋ねをいただきましたが、老朽化と申しましても、どういう状況になったら老朽化になったというような明確な点というのはございませんが、一般的に、建物本体、特に鉄筋コンクリートの場合には50年、60年もつと言われておりますが、それに付随する建築部材や設備機器につきましては、おおむね30年で全体的な補修が必要だろうと言われております。

そこで、この30年という期間を老朽化に関する一つの目安として見てみますと、本県の特別支援学校は、御存じのように、盲、ろう2校、養護学校23校の計25校ございますが、これらの学校の代表的な建物、校舎が建築されてから既に30年を経過した。こういう建物を有する学校というのは15校、割合にして全体の6割ほどございます。そうした意味から見ても、老朽化はかなり進んできており、深刻な状況であると考えております。

行田委員

老朽化が進む建物というのは、具体的にどういう事態が生じているのか、お伺いします。

まなびや計画推進課長

これは一般的なお話ということでございまして、特別支援学校に限ったことではございませんけれども、建物の老朽化が進むことにより、例えば屋上防水が劣化して雨漏りがひどくなったり、あるいは体の鉄筋に例えばひび割れ等によって雨水がしみ込むことによって鉄筋がさびてしまうということがございます。そうなりますと、いわゆる爆裂という現象が起こりまして、外壁のモルタルやコンクリートがはがれて落ちてしまうというような事態が生じてまいります。

また、設備関連で見ますと、照明器具やポンプといった電気設備に作動不良がしばしば起こるというような状況もございますし、暖房設備等については、機能低下や蒸気漏れ、あるいは給配水管の劣化に伴う漏水や異臭、赤水の発生、こういった事態が続いてまいります。

行田委員

実際に現場に行くと、雨漏りのことや、いろいろなところが壊れているという、今、おっしゃったようなことを目の当たりにしてきまして、何とかしてあげなければいけないなということを感じています。

ちょっと本題から離れてしまいますけれども、過大規模化が大変な問題になっておりまして、それによってもともと別目的でつくられたスペースが教室になっていくことによって、本来やりたいことができなくなっているという状況もある、老朽化ではないですが時系列の中でそうした状況にもなっている。特

別支援学校の状況が本当に厳しくなっているというのは、現場を見れば分かりますし、皆さん方も見ていらっしゃると思いますので、何とかしていかなければいけないだろうと思っています。

こうした事態に対して、現在、どのように対応されているのか確認したいと思います。

まなびや計画推進課長

建物の保全、維持管理を適切に行うために、日常の点検はもちろんでございますけれども、建物の劣化状況等について大規模かつ総合的に把握するために保全度調査と言われる点検を行っております。この保全度調査は、建築基準法の第12条の中で、大規模な施設に関して定期点検を行いなさいということで、細かな事項が記載されているものでございますけれども、そういった項目に加えて本県独自の点検項目を併せて調査を行っているものでございまして、3年ごとに実施をしております。屋上防水ですとか外壁の改修関係、給配水管の全面的な取替え、こういった大規模な改修工事につきましては、この保全度調査の結果に基づき優先順位を付けた上で、順次、対応工事等を行っているところでございます。

それから、こうした大規模な工事以外にも、例えば外壁が落ちてしまったり、消防設備に不具合が生じている、あるいは配管が漏れてしまった、このような安全上の問題あるいは衛生上の問題等支障がある事態が生じた場合には、当然ながらこうした保全度調査を待つことなく直ちに緊急的な対応を行っていくという状況でございます。

行田委員

実際に御答弁がありましたとおり、私の知る範囲で、緊急対応をしっかりとやっていたらと思っております。実際、現場を見ていただいて、あれは何とかしなければというところについては、本当にすぐに対応していただいたことが何度かありましたし、これからもその姿勢を変えずに、さらに一步踏み込んだ形で学校を守っていただきたいと思っております。

そうした中で、今年度実際に工事が行われる予定について、これからのことを含めてお伺いしていきたいんですけれども。

まなびや計画推進課長

今年度の対応ということでございますけれども、大規模な改修工事といたしましては、夏休み期間中を利用して行いました。具体的に申しますと、小田原養護学校では屋上の雨漏りが最悪だといったお話もございましたし、エレベーターも危険な箇所があるということもございましたので、こういった部分につきましては早急に対応工事を行ったところでございます。

それから、平塚や藤沢の各養護学校につきましては、給食調理場の空調設備が不調ということもございまして、衛生上の問題も生じるということがございましたので、こういった改修工事も実施したところでございます。

それから三ツ沢養護学校の雨漏り、湘南養護学校のボイラー修繕工事についても、今後、至急対応してまいりたいと考えております。

9月末の状況でございますけれども、大小合わせて37件の工事を特別支援学校については行っております。金額で申しますと約1億700万円になりますが、

このような対策工事を既に行っており、今後も状況に応じて対応してまいりたいと思っております。

行田委員

計画的にやっているもの、緊急対応でやっているものがあると思うんですが、今の御答弁にありましたとおり、今後もしっかり行ってもらいたいと思います。

老朽化の進展が著しい中で、対症療法的な手法だけでは対応し切れない事態も想定されると思います。建て替えを含めた大規模な対策を計画的に行う必要があると思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

まなびや計画推進課長

建物の老朽化については、非常に深刻な状況が進みつつあるという中で、計画的な老朽化対策を行うことは、非常に重要なことだと認識しております。

一方で、耐震上の課題のある県立学校に対する対応にも取り組まなければいけない、あるいは特別支援学校等につきましても過大規模化等に対応して新たな新設校の取組も進めなければいけないという状況もございまして、現時点で、例えば建て替えも含めた形で大規模な改修等を計画的に進めるのは、なかなか難しい状況が続いてございます。

しかしながら、学校では子供たちが1日の大半を過ごすということでございまして、こういった施設の安全で快適な整備を進めるということは、私どもに課せられた責務であると考えております。こうしたことから、関係課ともよく連携し、学校ともよく調整した上で施設の保全について引き続き十分に留意しながら適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

行田委員

要望させていただきますが、特に特別支援学校につきましても、様々な障害を持つ子供たちが学んでおりまして、学校で快適な教育環境を確保するというのは県の責務だと思います。今、本当に新校をつくるというのは大変なことですし、しっかりやっていただきたいですし、また、この施設の保全維持についても、一層の努力をお願いしたいと思います。

続きまして、障害のある子供の学習の場について質問をさせていただきたいと思っております。

現在、特別支援学校に通う子供の急増によりまして、特別支援学校の過大規模化の状況が続いております。こうした状況への対応として、一つには地域の小中学校における障害のある子供の受入れの推進が必要であります。また、特別支援学校の過大規模化の要因として、知的障害がある子供の高等部入学者数の増加という状況があるため、知的障害教育部門高等部の生徒の入学先の確保が必要であります。障害のある子供の受入れに関して、子供や保護者が不安を持つことがないような条件整備について検証してまいりたいと思っております。

まず最初に、小中学校において、障害のある児童・生徒への教育はどのような形で行われているのかお聞きしたいと思います。

特別支援教育課長

小中学校におきまして、障害のある子供たちへの教育についてのお尋ねがございました。

障害のある子供たちに対する教育は、一人一人の教育的ニーズを把握いたしまして、その可能性を最大限に伸ばすことを目的といたしまして、障害のある子供が在籍するすべての学校において実施されております。そこで、小中学校におきましても、通常の学級に加え、通級による指導、そして特別支援学級の、それぞれの場において子供一人一人に応じた必要な支援と適切な指導に取り組んでおります。

まず、通常の学級におきましては、障害に配慮した指導内容や方法を工夫した学習活動が行われます。次に、通級による指導につきましては、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障害の状態に応じた特別の指導を週1単位時間から8単位時間、通級指導教室で受ける教育の形態でございまして、例えば言語障害のある子供に対する言葉の指導などが行われております。また、特別支援学級におきましては、知的障害、肢体不自由、病弱などの子供を対象に、子供の実態に応じた教育が少人数で行われております。

行田委員

先日の御答弁にもございましたけれども、来年度は公立学校に先生を増やして150人採用するという話もありました。また、小中学校においても新しい先生方が入ってこられると思います。やはりモチベーションを高く先生に授業をしていただく、また、生徒の世話をさせていただくことは非常に重要だと思っております。モチベーションを上げる、また、力を付けてもらうためにも、小中学校における障害のある子供の教育推進のためには、教員の障害理解のための研修が非常に重要だと思っておりますが、どのような研修が行われているのかお聞きしたいと思います。

特別支援教育課長

障害理解のための研修についてでございますが、県立総合教育センターにおきまして、初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修等の基本研修の中で、障害などにより支援が必要な子供に対する支援の内容や方法、また、保護者や関係機関との連携等に関する内容の研修を実施しております。

さらに、選択研修といたしましては、発達障害、例えばLD、ADHDの子供の理解、あるいは自閉症、高機能自閉症の子供の理解といった講座をはじめとする、発達障害がある子供への支援をテーマとする研修を行っております。

行田委員

このような研修は非常に意味のある重要な研修だと思っております。理解を深めるための講座というのが力を発揮しているということも十分理解しているつもりですけれども、一方で、今、特別支援を必要とする子供がどんどん増える中で、研修の実施に当たっては、いろいろな現場で、また、いろいろな保護者の方とお話しする中で、やはり専門性がもっと必要なのではないかなということを感じています。医療や福祉などの専門性の高い研修、教育以外の内容についても行うことが必要だと思うんですが、この点についてどのような取組を行っているのかお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

障害の理解や適切な支援のためには、福祉や医療との連携が重要でございます。医学や福祉に関する基礎知識が必要となります。

そこで、県立総合教育センターにおきましては、医師を講師とした障害児医学の基礎知識をテーマとした研修を実施しております。また、県立特別支援学校におきましては、地域の小中学校の教員等も対象とする公開研修講座を行っておりまして、その中で医師や福祉関係者を講師とした研修も実施しております。このような取組を通しまして、医療や福祉との連携や、教員の専門性を高めていきたいと考えております。

行田委員

今できる範囲でやっつけらっしゃるということは分かりますが、一步踏み込んで、今やらなければいけないことは、どこかの講座の中に組み込むというよりも、むしろ小中学校の先生が受ける研修として、更に専門性を高めるための研修のメニューをしっかりとつくっていく必要があるのではないかなと思っていますが、この辺はいかがですか。

特別支援教育課長

今後、更に地域との連携を進めるに当たり、例えば個別の支援計画の作成といった面でも医療や福祉との連携が必要となってまいりますので、どのような研修になるのか、研修講座を設けるのか、あるいはOJTのような形で、ある生徒の支援計画を作成することを通して専門性をお互い高め合っていくという工夫も必要であると考えておりますので、現在の研修を更に充実する視点で検討してまいりたいと思います。

行田委員

是非、今の状況を充実させる中で、より良いものにしていてもらいたいと思います。

小中学校においても、障害のある子供の保護者へのサポートが本当に必要だと思っています。お子さんの数が増え、先生の多忙感もある中、親にとって、小中学校に行って自分の子供の状況を話すには敷居が高いといったところもやはりあるようです。自分の子に障害があるかもしれないと思ったときに、学校に相談に行くと、特別支援級を薦められるということが、なきにしもあらずというところがありますので、そうした意味から、先生への指導が重要だと思っていますが、県として、市町村教育委員会に対してどのような働き掛けを行っているのかお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

障害のある子供の保護者に対してのサポートについてのお尋ねがございました。

障害のある子供の保護者に対しましては、小学校へ入学する際のサポートが大変重要となってまいります。そこで県教育委員会といたしましては、市区町村教育委員会において、就学相談を担当する指導主事をメンバーとする就学相談担当者研究協議会を年2回実施しております。その中で、就学に際しては、保護者の理解と協力を得るために緊密な就学相談の機会を持ち、保護者と教育関係者が十分に話し合うよう働き掛けております。

また、保護者の話を十分に聞き、その心情を共感的に理解することを通じまして、保護者との信頼関係を築きながら相談に当たるなど、具体的な配慮事項につきまして繰り返し伝えているところでございます。

さらに、入学後の保護者のサポートについてでございますが、現在、各小中学校に配置されております教育相談コーディネーターが保護者サポートの推進役として校内で重要な役割を担っておりますので、このコーディネーターを核とした相談体制の整備等の推進についても併せて働き掛けを行っていくところでございます。

行田委員

今の答弁は理解していますし、力が発揮されているという部分も理解しています。

今の答弁でも分かると思いますが、相談事業というのは、人の力に頼るところが大きいわけですね。相手が良い教員だったらよいですけども、相手に余り理解がないとか、積極的でない場合もなきにしもあらずなんですね。コーディネーターさんが頑張っていらっしゃるというのは分かるんですが、やはり、安心して一歩踏み込んでいくという環境を、お金をかけずにつくらなければいけないのではないかなと思っています。

一つ御相談ですけども、別に紙にしてリーフレットにする必要があればそれでもいいと思いますし、ホームページでも構わないと思うんですけども、心配なさっている保護者の方が、小学校での特別支援のサポートというのはこうなんですよと、安心してくださいねという、とっかかりの部分について、もっと敷居を下げるといって、そうしたところにも、もっと力を入れていただけないかなと思います。やっていないわけではないんです。やっているのは分かっていますが、もう一段拡充できないか。リーフレットをつくるとか、ホームページを何とかするといった形で県教育委員会としての考え方をもうちょっと前に出せないかということをお話したいところですけども、この辺いかがですか。

特別支援教育課長

現在でも、校内体制の推進について、支援教育というタイトルでリーフレットを配布したり、ホームページについても、例えば、小中学校の通常級でこんな支援がありますよということを掲載しているところではございますが、恐らくまだまだ一般の方の目には広く触れていないという現状があるという御指摘だと思いますので、こうした取組を強化いたしまして、多くの保護者の方に安心して入学していただけるよう、ホームページ等の充実について検討をさせていただきます。

行田委員

是非お願いします。やっぱりその辺、学校で差があったり、リーフレットについてもホームページでの周知について差がありますので、今、おっしゃった御答弁の話、是非、徹底的にやっていただきたいと、とにかく安心させてあげてほしいなと思います。

中学校から特別支援学校高等部知的障害教育部門への入学状況の過去5年間の推移についてお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

中学校からの卒業生の、県内の特別支援学校知的障害教育部門への進学状況についてでございます。

平成18年から5年間を見ても、平成18年587名、平成19年572名、平成20年657名、平成21年693名、平成22年744名となっております。

行田委員

やっぱりすごい勢いで増えているんだなと思います。特別支援学校高等部知的障害教育部門への入学希望者の増加が続いているわけですが、県教育委員会としてどのような対応をとっているのか確認したいと思います。

特別支援教育課長

特別支援学校の児童・生徒数は、平成15年度以降、急増となっております。そこで、平成15年度以降の新校整備といたしましては、平成16年に津久井養護学校、平成18年に麻生養護学校、平成19年に金沢養護学校、平成22年に岩戸養護学校を開校し、知的障害の高等部を含めた指定校の設置をし、過大規模化への対応を図ってまいりました。

また、平成16年度より県立特別支援学校の分教室を県立高等学校に設置してまいりました。今年度におきましては、14の高等学校に分教室を設置し、5月1日現在、443名の生徒が通学しております。

行田委員

今、新校整備という話がありまして、我が会派でも非常に力を入れてやっているところがございますし、それにこたえて頑張ってくださいているんだと思っておりますが、例えば、麻生養護学校は、もともとの基準といいますか、もともと予定していた人数は135人でしたが、335人を超えたということで、本当に皆さんには一段と頑張っていたらかなければいけないと思います。

今、学校整備をしてはいるんですけども、なかなか近くの学校に行けないとか、いろいろな問題を抱えているところもあるようです。先日も伊藤委員の方からお話がありましたし、また、今回の陳情でも出ていますけれども、スクールバス等の問題等もあるわけがございます、必ずしも一番近い特別支援学校へ通うことができない場合もあるわけですが、生徒が1人で通学できるようになるために、学校ではどのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

特別支援教育課長

生徒が1人で通うための取組についてでございます。

生徒が1人で通学できるようにすることは、卒業後の自立と社会参加を進めるためにも重要な教育の課題であると考えております。そこで特別支援学校におきましては、生徒の障害の状態やニーズに応じまして、自力通学の指導に取り組んでおります。

具体的には、自力通学の練習を開始することを保護者と担任で確認をした上、練習方法を相談いたしまして指導計画を作成いたします。その上で、例えば下校指導において、初めはバス停まで教員が付き添いまして、だんだん1人で帰る距離を増やしていくといったような形での通学指導を実施しております。

また、生徒の自力通学を支えるためには、地域の協力が必要であることから、近くの町内会や派出所に見守りのお願いをしたり、生徒が行方不明になったときの協力を駅やバスの営業所に依頼するなど、地域との連携を進めながら取り組んでおります。

行田委員

そういう取組をされているのは分かりますし、今の状況で十分でないということも認識されていると思っておりますので、しっかり配慮していただきたいと思っております。また、今すぐできることはすぐやる、継続的に頑張っていかなければいけないことは継続的に忘れないようにしっかりやっていく、目標を持ってやっていただくということを述べさせていただきたいと思っております。

要望させていただきます。障害のある子供の小中学校における受入れの推進のためにも、教員の障害理解のための医療部門など含めた専門性の高い教育、この拡充をしっかりとお願いしたい。特別支援教育の充実を図るよう要望させていただきます。

また、知的障害のある生徒の中学校卒業後の進路の確保に更なる御尽力をいただきますとともに、初めて学校へ相談に行く保護者にとっては、自らの子供の進路について伺った際に、学校側の対応によって学校と壁ができてしまうという可能性があります。相談に来る保護者への丁寧な対応ができるよう、教員への指導、助言を拡充するとともに、保護者が安心して特別支援教育にかかわることのできるよう、県教育委員会としても初めて相談に来られる保護者に対応していただきたい。安心して進学できる環境づくりをされるよう要望させていただきます。

次に、特別支援学校における就職支援について伺っていききたいと思っております。

神奈川県の特設支援学校の高部卒業生の企業等への就職者は、これまで全国平均と比較しても低い状況が続いていたようですが、平成18年度には全国平均を上回ったと伺っています。しかし、年々入学希望者が増加している状況を考えますと、就職先の増を図っていくということは困難が予想されます。就労支援の取組への期待はますます大きくなっていくと認識しております。県としてのこれまでの取組を踏まえ、就労支援の更なる強化策について検証させていただきたいと思っております。

まず、本県における就労率の状況を伺っていききたいと思っております。

特別支援教育課長

県内の特別支援学校の就労率についてのお尋ねがございました。これは視覚障害と聴覚障害を除く率でございますが、平成17年度までは約15%前後、全国平均であります約20%より低く、就職者の数は100名前後で推移しておりましたが、平成18年度には25.9%となりまして、全国平均の22.9%を上回りまして、数にいたしましても200名を超える状況となりました。

その後、雇用状況の悪化もございまして、平成19年、20年度と若干前年度を下回っておりますが、平成21年度の卒業生につきましては、就労率、就職者数ともプラスに転じ、速報値では、就労率は24.7%、数にして232名が就職することができました。

行田委員

就労支援の取組として重点化を図っていることは何でしょうか。

特別支援教育課長

これまで高等部を卒業する生徒の就労率がなかなか上昇しなかった理由の一つとして、福祉施設等を進路先として選択することが多く、本人、保護者、教員の意味が一般企業への就労に向きにくかったということがございます。

そこで本県では、生徒、保護者、教員に、企業の現場において障害者理解や障害者支援が進んでいることを知ってもらい、企業就労にチャレンジしてもらうことを取組の重点と考えて取り組んでおります。具体的には、生徒に対しては、実習の機会を多く設定すること、保護者に対しては、企業見学会を実施して、企業においても様々な形で障害者への支援が行われることを知ってもらい、安心してチャレンジしてもらうようにすること、教員につきましては、実際に企業に出向いて研修をしてもらい、実際の障害者雇用の現場で、作業の進め方や環境設定の大切さ等を実際に体験してもらい、学校における日々の指導に生かしてもらうように努めております。

行田委員

私、障害をお持ちの方を雇用されている企業さんの現場に行かせていただいているんです。お話を伺っていると、皆様の努力は感じており、教育も商工も、やっているというのはよく伺っています。もっと具体的に一步踏み込んで、とにかくお願いしますと、こういうことができますという形で、アプローチのやり方をいろいろ工夫しながらやっていっていただけたらなと思っています。

神奈川県は早い時期から障害者雇用に取り組んできまして、いろいろな制度が充実しています。一方で、時の流れの中で、他県の方が進んできたという部分も実際あるんですね。やはり負けちゃいけないなということは今思っております。

そうした中、障害者技能競技大会は、モチベーションを上げるのに非常に重要な施策だと思っていますけれども、学校に行っている生徒さんたちの参加状況はどうなっているのか伺います。

特別支援教育課長

障害者技能競技大会の参加状況でございます。

この大会は平成15年度から始まりまして、平成21年度に第7回の大会が行われてございます。ここ3年間の県内特別支援学校からの参加者は、第5回が12名、第6回が8名、第7回が11名となっております。

参加種目につきましては、第7回大会でございますが、木工に3名、縫製4名、ビルクリーニング3名、そしてワードプロセッサ1名となっております。

行田委員

実際、数字だけで見ると特別支援学校の高等部に行っているお子さんがたしか3,600人ぐらいいらっしゃって、その中で、この人数は少ないような気もするんですけども、ただ、増やせばいいというものでもないし、そういうものがあるよということで、一つのモチベーションを上げるためのツールでもあると思っていますので、またチャレンジする子が増えればいいなと思っていますので、啓発していってもらえればなというふうに思っています。

この企業のニーズを踏まえた就労支援の在り方についてお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

生徒一人一人に就労の充実感を味わわせて、職場への定着を図るためには、企業のニーズを把握し、適切な就労支援を進めていくことが大切であると認識をしております。

そこで、特別支援学校における就労支援の取組に企業の視点を導入するために、平成20年度より、企業OB等を社会自立支援員として、5校に1名ずつ配置しております。社会自立支援員は、就労先の開拓のための企業訪問に加え、作業学習の内容を企業ニーズに近づけるために、事業改善に向けた助言なども行っております。その成果といたしまして、平成19年度に配置校5校の平均の就労率が14%でしたが、平成20年度には19.8%、平成21年度には23.3%と、着実にその成果を上げてございます。

また、特別支援学校の教員が定期的に企業訪問を行い、企業に求めるものや学校の指導に求めることを把握して進路指導に生かすという取組も行っております。

行田委員

就労に向けたスキルアップはどのようにされているのか伺います。

特別支援教育課長

特別支援学校におきましては、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会ニーズに必要な事柄を総合的に半日から1日単位で学習する作業学習に取り組んでおります。この中で、従来から続けております木工や陶芸に加えまして、近年では、新たに清掃やリサイクル活動といった内容も取り入れてございます。

こうした働くという実体験を積み重ねることが大事であることから、各校におきまして地域の産業界と連携した現場実習に取り組んでおります。

平成21年度の実績でございますが、企業において1,205回、福祉施設等において1,507回、計2,712回の実習に特別支援学校高等部1年生から3年生が取り組んでおります。

行田委員

いろいろな形で体験させて、更に就職口が広がっていくように能力の見守り等をしていただきたいと思いますし、これは質問ではないですけれども、せっかく就職した先でも人間関係であるとかいろいろな理由で辞めちゃうという話も聞きますね。学校の先生も、学校を出てから何箇月かに1回、サポートで話を聞きに行ったり、学校にまた来ないかとか、実際やっつけらっしゃる御努力は本当に大変なことというのは、分かっています。県教育委員会の方からもしっかりと下支えするような、入ればいいよ、ということだけではなく、その後の世話をきちんとしてあげてほしいなということを要望しておきたいと思います。

先日、常任委員会で青森県の方に視察に行かせていただいたのですが、その特別支援学校では、青森県内にある約2,000社の企業のうちの1,000社についてデータベース化されていて、常にアプローチできるような仕組みが出来上がっているという話を伺ってきたわけですが、神奈川県はもっとたくさんの企業があって、管理するのは大変かもしれませんが、企業情報のデータベース化について伺います。

特別支援教育課長

企業情報のデータベース化についての考え方でございます。

障害者の就労に向けた企業情報につきましては、一人一人のニーズや特性に合わせた職場環境の調整がその企業において可能であるか、あるいはその企業において周囲の人々への障害の理解が進んでいるか、こういったきめ細かな情報が必要となりますので、本県におきましては各学校が把握している情報をベースに、その情報を学校間で共有する形で情報の活用を図っております。

その際、県内には、障害者雇用を推進している特例子会社をはじめとして、障害者雇用を積極的に進める企業として県の認証を受けましたかながわ障害者雇用優良企業などの企業データも有効に活用いたしまして、就労先や体験実習、また、見学先として協力関係を構築するよう努めております。

また、各学校が持っております企業の情報を他の学校とも共有することが大事でございますので、県内の特別支援学校の進路指導担当者が参加する連絡協議会を通じまして、情報の共有化に努めているところでございます。

行田委員

その辺のデータベースといいますと、今の御答弁の観点でいいますと、先ほども申しましたが、早い時期から障害者雇用を進める企業さんもありまして、県も支えてきました。教育委員会になくとも商工労働局が持っているデータというのもございます。この辺の連携を密にしっかりやっていただきたいなと思います。この辺、結構進んでやっついていらっしゃるんですか。

特別支援教育課長

商工労働局とは常に情報交換をしております、特別支援教育課の就労担当の指導主事も商工労働局の担当と常に密接に連絡をとっております。また、会議等も一緒にやることもございますので、今後とも連携に努めてまいりたいと思います。

行田委員

是非お願いしたいと思います。実のある生徒さんたちへの支援ということにつながるように連携を深めていただきたいなと思っています。

そこでハローワークとの連携はどのように図っているのか聞きたいのですが、個人的には、ハローワークについては、地方分権がどんどん進む中で、都道府県へという話がございます、いろいろな考え方があるんですけども、是非、神奈川県としても早く受けて、国がこのようなことを一律に行っているのはとんでもない話でして、県の主導で行っていただきたいと思っているんですが、このハローワークとの連携はどのように行っているのかお伺いしておきたいと思います。

特別支援教育課長

ハローワークとの連携についてでございます。

ハローワークの実施する業務連絡会に県内すべての特別支援学校の進路担当の教員が参加をいたしまして、求職状況の情報を交換したり、特別支援学校の進路担当者が企業開拓を行う際に、ハローワークの職員に同行していただきまして、障害者雇用に関する制度の説明についてハローワークの職員に行ってもらうと。こういった中で企業の理解を求める取組を行っております。

また、ハローワークが実施する障害者向けの職業講話がございますが、これにつきましては特別支援学校の生徒や保護者に特別支援学校の進路担当者が周

知をし、参加を勧めたり、あるいはハローワークから特別支援学校へ最新の求人情報をメールで送信していただきまして情報の共有化を図るという取組を行っております。

行田委員

今後の就労支援の充実に向けた県としての指針を伺っておきたいと思います。
特別支援教育課長

今後の就労支援の充実に関する指針についてでございます。

今後の就労支援の充実に向けましては、個々の学校が単独で就労支援を進めるだけではなく、安定した実習先や就労先の確保のために、各地域におきまして複数の学校が就労情報の共有化を図り、連携して就労支援に取り組むことが有効であると考えております。

そこで、ハローワークの管轄地域をベースといたしまして、その地域にある複数の県立学校が5校程度でブロックを組みまして、地域や産業界との連携をブロック単位で進める取組を進めたいと考えております。

このようなブロック体制の推進によりまして、例えば複数の学校の進路担当者で分担を決めて企業訪問を行うことにより、より多くの企業開拓に取り組むことができたり、卒業生の職場訪問によるフォローアップにつきましても、ブロック内の進路担当者が分担して担当することで、より多くの職場への訪問ができるなど効率的な就労支援ができるというふうに考えております。これまで単独でやってきた取組も複数のブロックで展開することにより、より効果的な就労支援の充実を図りたいと考えております。

行田委員

要望させていただきます。今のブロック体制はしっかりやっていただきたいと思っております。やはり結果が出るよう、実を結ぶように、平成17年から見たら本当に頑張ってきたので、増えているんでね。本当に厳しい経済情勢の中で、本当に真に弱い人たち、生徒たちが切られる可能性が非常に高いわけです。やはり行き先をしっかりと拡充していく、このブロック体制を徹底しながら頑張っていたいただきたいと思っております。

障害者技能大会等への参加を通じて、生徒に、就労への意欲を喚起するように工夫がある取組の拡大が必要でありますので、お願いしていきたく思います。また、企業ニーズを踏まえた職業教育の充実に向けた取組の工夫もお願いしたいと思います。また、ハローワーク等関係機関との更なる連携強化を踏まえた就労支援も更に充実をさせていただきたいとお願いをしておきます。

最後に1点、新型インフルエンザ対策についてお伺いをしておきたいと思っております。

新型インフルエンザについては、昨年、全国的に感染が拡大して、本県においても多くの児童・生徒が感染して、学校において学級閉鎖、学年閉鎖等の臨時休業の措置がとられています。そこで、今年度における新型インフルエンザの状況について伺いたく思います。

まず、新型インフルエンザについては、国や本県の対応について、現在どのような状況になっているのか確認させていただきます。

保健体育課長

現在の対応の状況についてのお尋ねでございますが、新型インフルエンザにつきましては、本年8月10日に世界保健機関、WHOがポストパンデミック宣言を發し、国においてはこのWHOの勧告を受けて、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部が8月27日に廃止をされました。本県においても、国の動向を踏まえまして、8月31日に県危機管理対策本部を廃止し、季節性インフルエンザと同様、通常の感染症対策として対応する体制に切り替えられております。

行田委員

次に、今年度の学校における臨時休業の状況をお伺いしたいと思います。

保健体育課長

新型インフルエンザに伴う臨時休業につきましては、昨年9月14日から本年3月まで全公立学校で臨時休業した場合は、県教育委員会に報告をお願いしておりました。その後、流行のレベルが下がり、文部科学省への報告が3月12日で終了したことから、県教育委員会といたしましても、本年3月30日をもって学校からの報告を終了しております。

そこで、9月に入りましたので、今年の4月から公立学校における臨時休業の状況について、県教育委員会より各市町村教育委員会へ電話で聞き取りを実施しましたところ、3校の小学校でインフルエンザ様症状、集団風邪による学級閉鎖が実施されました。学年閉鎖、学部閉鎖、休校などはございません。

行田委員

これから秋から冬にかけて感染が予想されます。パンデミックということもまた考えられますが、学校の対策としてどのような対応をしていくのかお伺いしたいと思います。

保健体育課長

学校での対策でございますが、県の教育委員会からは、流行の前にインフルエンザの感染予防の留意事項として、各学校、教育委員会に通知をいたしました。その内容でございますが、大きく3点ございまして、一つは学校や地域のインフルエンザ発生状況の把握として、日ごろから児童・生徒の健康観察を行い、症状のある者の早期発見、欠席者の理由を確認するなど、発生状況の把握をお願いしております。2点目は、予防のための保健指導といたしまして、十分な栄養、休養をとる、マスクの着用、室内の換気、うがい、手洗いの励行などについてでございます。3点目は、学校におけるインフルエンザ流行の予防措置として、症状がある生徒に対して医師の診断を受けるよう指導する、家庭での療養、解熱後2日経過するまでの出席停止の指示や学級閉鎖等を実施する場合の臨時休業の判断基準などについて指導しております。

行田委員

要望でございますけれども、まず本当にお伺いしたいのは、情報の早期の発信についてです。これを早く行えば、それだけ効果があるわけですから、県教育委員会として市町村教育委員会としっかり連携をしながら、情報の早期発信というのを徹底していただきたいと思っております。新型インフルエンザについては、感染が予想されるわけですが、生徒の健康状況等を的確に把握して感染

防止に向けた取組を進めていただくように要望いたしまして、私の質問を終わります。